

(第6回)「若手技能者の採用や育成に資する活動に対する助成事業」募集要項

2019.03.01

一般財団法人 戸田みらい基金

1. 助成主旨

一般財団法人戸田みらい基金(以下「本財団」という。)は、若手技能者の採用・育成・資格取得に効果的かつ先駆性のある企業または団体(原則として法人格を有するもの)の活動に係る費用の全額または一部を補助します。

(例:複合工(多能工)育成プログラム、工業高校生のインターンシップの実施など)

上記により、専門工事業者(次代を担う若手経営者)等による創意あふれる取り組みを奨励します。

2. 助成対象となる活動

本助成の対象となる活動は、現在取り組み中の活動、または募集開始後 6 ヶ月以内に開始が予定されている活動とします。

(1) 自社または主要協力会社の新卒新規採用活動への支援

新卒新規採用者へ建設業の魅力を体現させる教育訓練費等の補助

(2) 技能工の資格取得の支援

「登録基幹技能者、技能検定」等の資格取得に関する活動費の補助

(3) 複合工(多能工)育成のための教育への支援

(4) その他本財団の目的を達成するために必要な活動への援助

3. 審査内容

(1) 当該活動が、男女問わず若手技能者の採用・育成・資格取得に資する目的で行われるものであるか。

(2) 当該活動が 3.(1)の目的の達成に効果的で、効果・先駆性・具体性の認められる内容であるか。

(3) 当該活動を専門工事業として、継続性のある活動となっているか。

※上記 3.(1)～(3)に関して、申込書の「⑩事業活動概要」欄に詳細を記入してください。

(4) 当該活動に必要な費用が妥当であるか。

※申込書の「⑪活動に必要な費用の内訳」欄に費用内訳を詳細に記入してください。

4. 助成金額

助成金額は上限 100 万円とし、申込書の内容を審査したうえで決定します。

(企業または団体への助成とします。)

5. 助成の申込

(1) 申込書

1) ホームページからダウンロードする場合

申込みされる方は、本財団ホームページ(<http://www.toda-mirai.or.jp/>)から申込書をダウンロードしてください。

2) 郵送をご希望の場合

申込みされる方は、「応募申込者の団体名、郵便番号、住所、電話番号、担当者名」について、

「11.問合せ」先までご連絡ください。事務局より郵送にて申込書をお送りいたします。

(2) 説明資料

申込書以外に事業活動内容のわかる資料を提出していただくと、より活動内容がわかりやすいので別紙にて説明資料を提出してください。

(3) 申込方法・期限

申込みされる方は、助成申込書に必要事項を記入し、申込締切日:2019年4月5日(金)までに申込書の「PDFデータ(押印済み)」と「エクセルデータ」をメールにてお送りください。また、メールでの提出が難しい場合は、「11.問合せ」先まで郵送にてお送りください。

6. 助成の決定と通知

本財団の審査委員会が選考を行ない、理事会において助成の決定をいたします。

採否の結果は、採用企業・団体(事務連絡者)に電子メールまたは郵送にて通知いたします。また、採用となった活動については、2019年5月末までに本財団ホームページにて公表いたします。

7. 助成金お支払い方法

- ・助成金は、指定銀行の口座に振り込みお支払いします。
- ・活動内容を審査して、助成金の「支払い時期、分割」等の条件を決定させていただきます。

8. 活動報告について

活動開始後 6 ヶ月以内、または活動終了後に活動報告書を提出し、活動報告会での活動報告をお願いいたします。

9. 個人情報について

助成申込書等にご記入いただいた個人情報は、選考に際し審査委員等へ提供するほか、選考結果の連絡に利用いたします。また、ご記入いただいた情報は、助成事業のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

10. その他

- ・反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくは団体からの応募は受け付けられません。また、万一助成金交付後に反社会的勢力等であることが判明した場合は、助成金を返納いただきます。
- ・申込内容に大幅な変更が生じた場合や活動を中止した場合、虚偽の報告、必要な書類が提出されなかった場合には、助成金の交付の取消又は既に交付した助成金の一部もしくは全額の返納を求めることがあります。

11. 問合せ

〒104-8388 東京都中央区京橋一丁目7番1号

一般財団法人 戸田みらい基金 事務局

(TEL)03-3564-2711、(E-mail)info@toda-mirai.or.jp

以上